

児童手当の現況届は6月30日までに！

現況届とは、前年の所得状況と受給資格の有無を確認するものです。そのため、現況届が未提出の方は6月以降の児童手当を受給することができませんので、必ず提出してください。

また、添付書類などに不備があった場合は、児童手当を一時差し止めすることがありますのでご注意ください。

【現況届の提出】

現況届の用紙は、市児童福祉課より対象者の方へ6月初旬までに郵送します。現況届の内容を確認のうえ必要事項を記入し添付書類などを添えて、市児童福祉課まで提出してください。

【提出期限】 6月30日(火)

【提出先・お問い合わせ先】

市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）

☎32・2114 / FAX 32・3738

Mail: jidoufukushi@city.komatsushima.tokushima.jp

持参するもの

- ①現況届（必要事項を記入・確認してください）
 - ②印鑑（朱肉使用）
 - ③受給者（申請者）が厚生年金保険に加入している場合は、受給者（申請者）の健康保険被保険者証の写しまたは年金加入証明書
 - ④受給者（申請者）と児童の住所が別の場合は、児童を含む世帯全員の住民票と別居監護申立書
（※住民票がともに小松島市内の場合、住民票は不要です。）
 - ⑤平成27年1月1日に小松島市に住民票がない受給者（申請者）および配偶者は、平成27年度所得課税証明書（平成26年分）
- ※その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。



子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

【支給対象者】 平成27年6月分の児童手当の受給者（平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村から支給されます。）

【対象児童】 平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

※特例給付を受給される方は対象となりません。

【支給額】 対象児童1人につき、3,000円

【申請期限】 10月1日(木)

【申請先・お問い合わせ先】

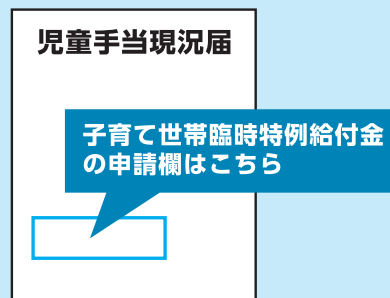
市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）

☎32・2114 / FAX 32・3738

Mail: jidoufukushi@city.komatsushima.tokushima.jp

提出書類

- ◎申請書（児童手当の現況届に子育て世帯臨時特例給付金の申請欄を設けています。）
- ※公務員の方は勤務先から申請書が配布される予定です。



臨時福祉給付金については、8月から受付開始予定です。詳しくは広報こまつしま7月号でお知らせします。